

使用料の改定例

単位：円

■市民センター

【専用使用】

施設	区分	現料金	新料金
柏木市民センター	会議室	800	920
	和室	300	390
	ホール（午前）	2,100	2,500
	ホール（午後）	2,600	3,000
	ホール（夜間）	3,100	3,100

【個人使用】

施設	区分	現料金	新料金
体育館、ホール、生涯学習支援センター、北山市民センターのトレーニング室	一般	200	240
	小・中学生	100	120
寺岡市民センターのトレーニング室	—	200	240

■観覧施設

【一般（大人）が使用した場合】

施設	区分	現料金	新料金
仙台文学館	観覧料	400	460
野草園	入園料	200	240
八木山動物公園	入園料	400	480
秋保大滝植物園	入園料	200	240
歴史民俗資料館	入館料	200	240
地底の森ミュージアム	入館料	400	460
博物館	観覧料	400	460
スリーエム仙台市科学館	入館料	500	540

■その他

施設	区分	現料金	新料金
健康増進センター	1回あたり	500	510
秋保二口、奥新川キャンプ場	テントサイト	1,000	1,100
大倉ふるさとセンター	キャンプサイト	500	510
自転車等駐車場	一時利用	50	60
茶室（六幽庵）	第一和室（午後）	5,200	5,400

■ホール施設

【休日の午後に使用した場合】

施設	区分	現料金	新料金
市民会館	大ホール	52,500	57,700
戦災復興記念館	記念ホール	10,800	11,500
日立システムズホール仙台	コンサートホール	30,100	31,800
若林区文化センター	ホール	25,600	26,900
太白区文化センター	ホール（タイプ1）	27,800	29,200
宮城野区文化センター	コンサートホール	15,600	16,300
イズミティ21	大ホール	47,200	49,900
広瀬文化センター	ホール	18,500	19,900
シルバーセンター	交流ホール	12,600	13,100
福祉プラザ	ふれあいホール	12,600	13,100
エル・パーク仙台	ギャラリーホール	14,900	16,100
情報・産業プラザ	多目的ホール	45,600	49,500

エル・パーク仙台と情報・産業プラザは営利を目的としない場合、それ以外の施設は営利を目的とせず入場料を徴収しない場合

■スポーツ施設

【専用使用】

施設	区分	現料金	新料金
仙台市体育館※	第一競技場	13,200	15,120
青葉体育館※	競技場	9,840	11,160
若林体育館※	競技場	5,280	6,000
今泉運動場	野球場（午後）	3,100	3,600
川内庭球場	庭球場	500	600
評定河原公園野球場	野球場（午後）	4,200	4,800
七北田公園体育館※	体育室（全面）	4,200	5,400

※営利を目的としないアマチュアスポーツで、入場料を徴収せず、休日の午後に使用した場合

【個人使用（一般）】

施設	区分	現料金	新料金
泉総合運動場	競技場	200	240
水の森温水プール	温水プール	500	580
元気フィールド仙台	トレーニング室	300	360
七北田公園体育館	体育室	200	240

手数料の改定例

単位：円

手数料	現料金	新料金
収容した飼いの犬の返還手数料	2,000 + 500 × 日数	2,400 + 500 × 日数
狂犬病予防注射済票交付手数料	550	560
飲食店営業許可申請手数料 （臨時の施設を設けて行う営業等以外）	16,000	16,300
菓子製造業許可申請手数料 （臨時の施設を設けて行う営業等以外）	14,000	14,300
浴場業許可申請手数料	22,000	22,300

手数料	現料金	新料金
理容所検査手数料	16,000	16,300
美容所検査手数料	16,000	16,300
薬局開設許可申請手数料	29,000	29,400
霊園使用許可証書き換え手数料	300	320
屋外広告物許可申請手数料 （壁面・屋上・地上広告物（特殊照明装置を使用しないもの）1平方メートル以内のもの）	480	600

※各施設の使用料や手数料については、各施設での掲示や窓口で配布する資料をご覧ください。また、市ホームページhttp://www.city.sendai.jp/shisei/1221423_1984.htmlにも掲載しています

この特集に関するお問い合わせは財政課 ☎214・8113、FAX262・6709



10月1日から 各種使用料・手数料が変わります

今回の改定では、昨年度までの市の物価上昇率を考慮して、施設ごとの基本的な改定率を20%以下（平均10%）としています。また、さまざまな料金体系（曜日別、時間帯別、入場料を徴収する場合）を既に設けている施設については、

おおむね20%以下の改定率に

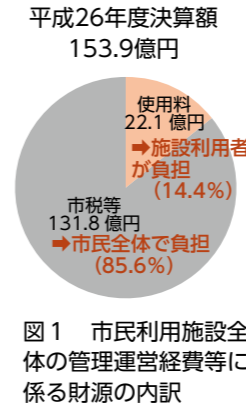


図1 市民利用施設全体の管理運営経費等に係る財源の内訳

物価上昇と費用負担のバランスを考慮して改定
市民利用施設の使用料については、昭和58年以降、景気の長期低迷や東日本大震災の発生などを考慮し、統一的な改定を見送ってきました。また、これまで市民センターやスポーツ施設など多様な市民利用施設の整備に取り組んできましたが、今後は老朽化への対応も必要となっています。
この間における物価上昇や、施設を利用する方としない方の受益と負担のバランス（図1）も考慮し、使用料を改定することとしました。

現在の料金体系を基本とし施設類型ごとに整理しました。基本的な改定率にこうした要素が加わった料金区分の改定率については上限を設け、最大30%としています（一部例外あり）。
改定による増収は年間2億円程度と見込まれ、この増収分相当額を予算に上乗せすることにより、対象施設の小規模修繕や備品更新など日常的な利用環境の向上に活用します。

9月末までに所定の手続きが完了すれば現行料金を適用

新たな使用料は10月1日から適用しますが、9月30日までに所定の手続き等が済んでいる場合は、利用日が10月1日以降でも現行の使用料を適用します（図2）。同様に、手数料についても、9月30日までに申請等が済んでいるものは現行の手数を適用します。
今後、毎年度の受益者負担の状況や物価の推移等を確認しつつ、おおむね4年ごとに改定の検討等を行ってまいります。

↓10月1日（施行日）

申し込み区分	例	9月まで	10月から	適用
【抽選申し込み】 10/1の抽選分から 新料金が適用されます	① 抽選申し込み → 抽選 →	→	本予約申し込み → 利用	現料金
	② 抽選申し込み → 抽選 →	→	本予約申し込み → 利用	新料金
【空き申し込み】 事前協議が必要な施設の場合★ 10/1の仮予約分から 新料金が適用されます	③ 仮予約 →	→	（事前協議期間） → 本予約申し込み → 利用	現料金
	④ 仮予約 →	→	（事前協議期間） → 本予約申し込み → 利用	新料金
【空き申し込み】 事前協議が不要な施設の場合 10/1の本予約申し込み分から 新料金が適用されます	⑤ 本予約申し込み →	→	→ 利用	現料金
	⑥ 本予約申し込み →	→	→ 利用	新料金

★ホールや体育館等を予約する際は、これまでと同様に利用用途や設備等についての事前協議が必要です

図2 新たな使用料の適用例